

平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成31年3月12日（火）10時00分～

会 場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 橋本駅循環ミニバスの試行運行期間の延長等について 議題1

2) アイランドシティにおけるバス交通について 議題2

3 閉 会

平成30年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

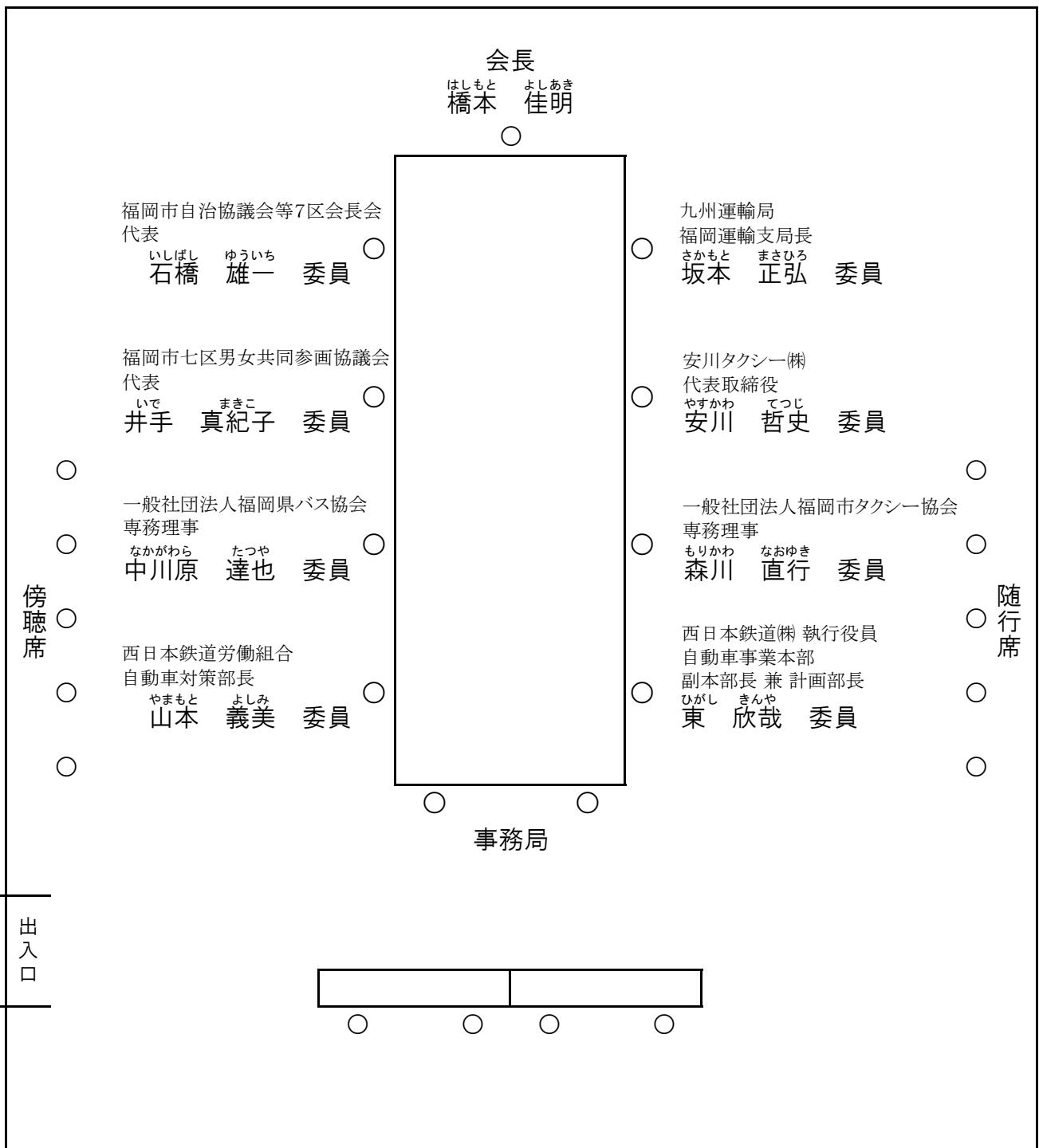
所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	いでの まきこ 井手 真紀子	
九州運輸局 福岡運輸支局長	さかもと まさひろ 坂本 正弘	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
一般社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	もりかわ なおゆき 森川 直行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	はしもと よしあき 橋本 佳明	会長

事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たけした かずひろ 竹下 和宏	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	よしおか あさこ 吉岡 麻子	

平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成31年3月12日（火）10時00分から
会場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び、道路運送法に基づく協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題
1

議題
2

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに關し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■橋本駅循環ミニバスの試行運行期間の延長等について

1. 路線概要

福岡市西区橋本地区においては、地域住民、交通事業者、行政に加え、沿線の病院や商業施設が共働して、生活交通確保の取組みが進められている。

当路線は、市の生活交通条例に基づく補助対象路線ではないため、試行運行に対する補助は行っていないが、生活交通の確保に向けて、地域が主体となって路線の維持、利用促進に取り組まれている。

※橋本駅循環ミニバスの試行運行は、平成27年度第2回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、運行を開始している。

運行事業者：福岡西鉄タクシー株式会社

運行区間：地下鉄橋本駅～西鉄壱岐営業所～福岡リハビリテーション病院～

～野方南三区集会所～藤ヶ丘集会所～地下鉄橋本駅

使用車両：ジャンボタクシー 乗車定員(運転手除く)9名

便数：1日10便（平日日祝共通）

運賃：大人(中学生以上)200円、

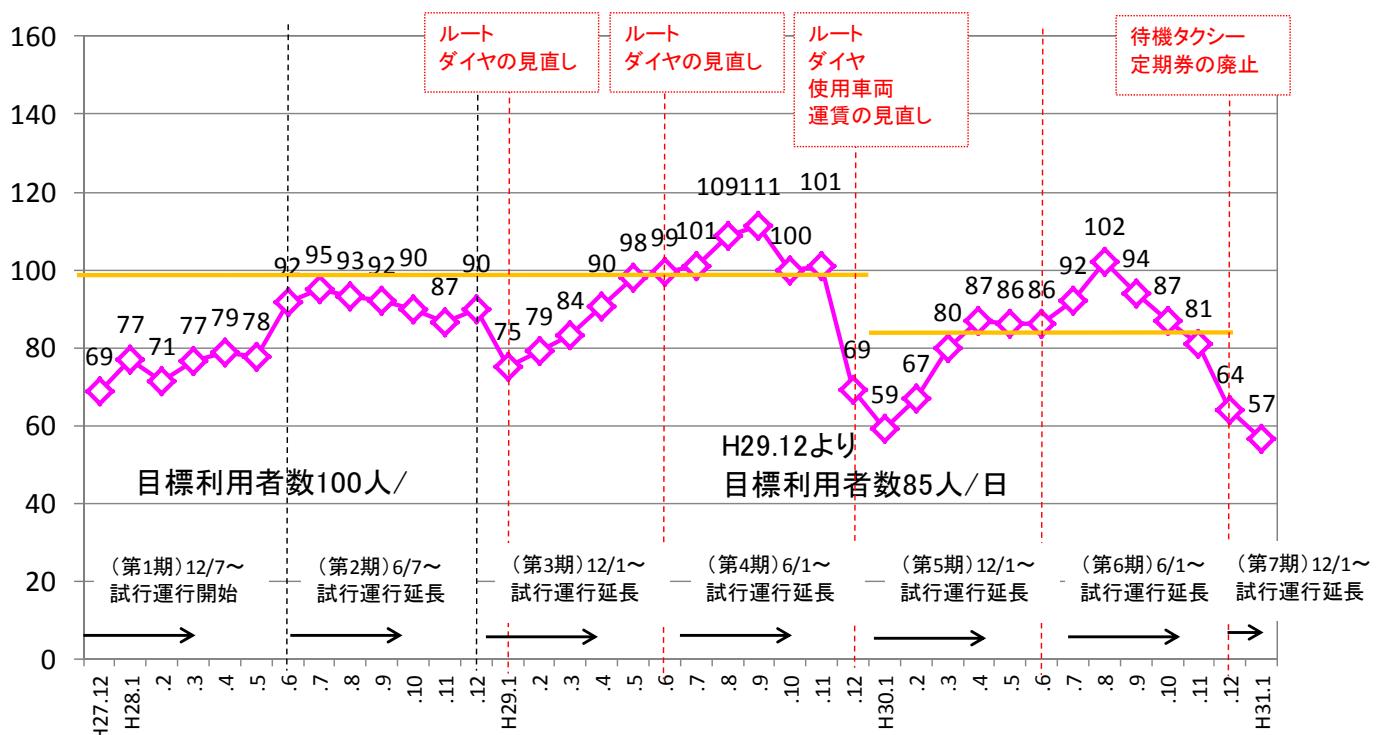
小人(小学生以下、障がい者割引料金)100円

運行の様子：路線定期運行

試行運行期間：平成27年12月7日～平成31年5月31日（第1期～第7期）



(参考) 橋本駅循環ミニバス利用状況（人/日）



2. 議決事項

(1) 理由

橋本駅循環ミニバスの試行運行について、事業の採算性に課題があることから、運賃の改定を行い、試行運行期間を延長するもの。

(2) 地域との協議状況

今回の議決事項については、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「橋本駅循環ミニバス運行連絡会議」(平成31年2月15日開催)にて、地域の合意が得られている。

(3) 議決事項

①試行運行期間の延長 (2019年6月1日～2019年11月30日 (6ヵ月)) (第8期)

第1期

平成27年12月7日～平成28年6月6日 (6ヵ月間)
(平成27年9月29日 福岡市地域公共交通会議 議決)



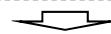
第2期

平成28年6月7日～平成28年11月30日 (約6ヵ月間)
(平成28年4月18日 福岡市地域公共交通会議(書面) 議決)



第3期

平成28年12月1日～平成29年5月31日 (6ヵ月間)
(平成28年10月24日 福岡市地域公共交通会議 議決)



第4期

平成29年6月1日～平成29年11月30日 (6ヵ月間)
(平成29年4月24日 福岡市地域公共交通会議 議決)



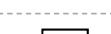
第5期

平成29年12月1日～平成30年5月31日 (6ヵ月間)
(平成29年9月6日 福岡市地域公共交通会議)



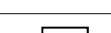
第6期

平成30年6月1日～平成30年11月30日 (6ヵ月間)
(平成30年4月16日 福岡市地域公共交通会議(書面) 議決)



第7期

平成30年12月1日～2019年5月31日 (6ヵ月間)
(平成30年10月24日 福岡市地域公共交通会議 議決)



第8期

2019年6月1日～2019年11月30日 (6ヵ月間)
(平成31年3月12日 福岡市地域公共交通会議)

②運賃の改定（2019年6月1日実施予定）

運賃（料金）の種類、額及び適用方法

	種類	現行	改定後
運賃	大人	200円	300円
	小児 (6歳以上12歳未満)	100円	150円
	幼児 (1歳以上6歳未満)	100円※1	150円※1
	障がい者割引	100円	150円
ICカードによる 精算 (SF精算)	ニモカ	○	○
	交通用福祉ICカード (福岡市発行)	○	○

※1. 保護者1人につき2人まで無料、単独乗車は有料

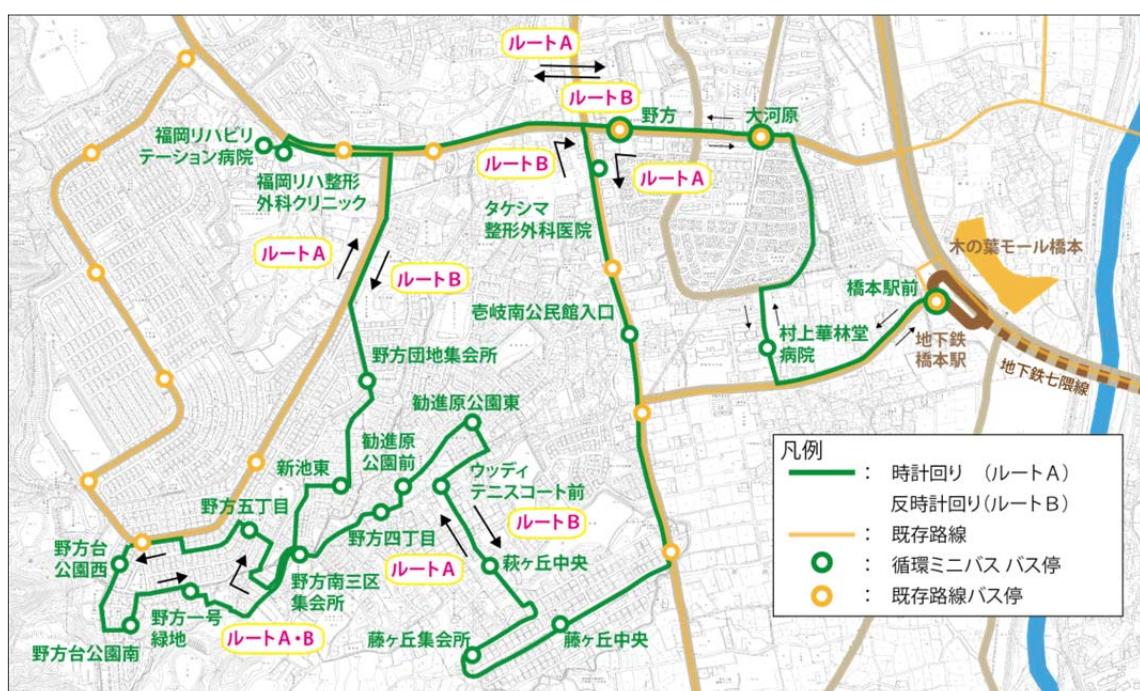
【参考】議決の根拠法令

- ・道路運送法に基づく協議及び議決

(議決が必要な項目) 運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

上限運賃認可を会議合意運賃として届出する

（参考）橋本駅循環ミニバス運行ルート（平成31年3月現在）



■アイランドシティにおけるバス交通について

1. 路線概要について

(1) 運行事業者

西日本鉄道株式会社

(2) 運行の態様

区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

(3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目, みなと香椎1～3丁目）

(4) 運行の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目, みなと香椎1～3丁目）～イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）, 御幸町バス停付近（東区千早6丁目）, 千早駅（東区千早4丁目）

(5) 利用種別

アイランドシティ地区内 ⇄ アイランドシティ地区内：利用可（○）

アイランドシティ地区内 ⇄ アイランドシティ地区外：利用可（○）

アイランドシティ地区外 ⇄ アイランドシティ地区外：利用不可（×）



(6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

■アイランドシティにおけるバス交通について

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント）



※ミーティングポイントの設置については、一部変更となる可能性がある。事業者にて関係者と協議のうえ決定、設置し、結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○アイランドシティ地区外（乗降場所）



※乗降場所の御幸町について、運行開始当初には設置せず、関係者との協議が整い次第、設置する予定。

■アイランドシティにおけるバス交通について

(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員（運転手除く）9名） 5台

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数は変動予定

※車いまでの乗車不可

利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



※上記はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中です。

(10) 運行時間

運行時間帯 : 6:00～22:00頃（下記予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を1便と仮定し、
1時間当たり2便～10便（1台あたり2便/時間）

(11) 予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。

予約・取消受付 : 6:00～22:00（電話予約は9:00～18:00まで（土日祝除く））

スマホアプリ上で、簡単に出発地/目的地を設定

直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、車両情報、到着予想時刻等をご案内

自宅、職場等、日々の往来場所は事前登録によりワンクリックで行き先指定可能

クレジットカードまたはnimocaによるキャッシュレス決済

■アイランドシティにおけるバス交通について

(12) 運賃

種類	額および適用方法			
	アイランドシティ 地区内	アイランドシティ ～イオンモール香 椎浜	アイランドシティ ～御幸町	
運賃	大人	200 円	300 円	400 円
	小児 (6 歳以上 12 歳未満)	100 円	150 円	200 円
	幼児 (1 歳以上 6 歳未満)	100 円	150 円	200 円
	障がい者	100 円	150 円	200 円
決済手段	現金	乗車時	乗車時	乗車時
	nimoca (SF)	乗車時	乗車時	乗車時
	交通用福祉 IC カード	乗車時	乗車時	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上	スマホアプリ上	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券はご利用いただけません。

(13) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額 & 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行。	400円分	サービス開始時
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行。	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者について、登録頂いた記名式 nimocaカードにポイントを付与。 ※オンデマンドバスはクレジットカード orニモカ、路線バスはニモカによる決済の場合に限る。	50ポイント ※小児・幼児・ 障がい者割引 運賃適用者につ いては25ポイ ント	

※上記の割引の種類及び適用期間については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(14) 運行期間（予定）

運行開始日（2019年4月予定）から1年間

(15) 地域との協議状況

今回の実証運行については、地域（照葉校区自治協議会、アイランドシティ立地企業等連絡協議会）に説明し、合意が得られている。

■アイランドシティにおけるバス交通について

2. 議決事項

(1) 理由

先進的モデル都市づくりを目指すアイランドシティの取組みに合致する内容であるとともに、アイランドシティ地区のバス路線を補完する交通として、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行の実施を諮るもの。

(2) 議決事項

- ①運行の態様：区域運行
- ②区域設定：アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）及び東区香椎浜3丁目、東区千早6丁目、東区千早4丁目の範囲で運行
- ③運賃申請：届出運賃
- ④使用車両：ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く9名））を使用
- ⑤処理期間の短縮
- ⑥実証運行期間：運行開始日（2019年4月予定）から1年間

【参考】議決の根拠法令（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

- ①運行の態様、②区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）
→協議を調えることにより、大字・地区単位での運行可能。
- ③運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）
→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。
- ④使用車両（使用する車両の弾力化）
→協議を調えることにより、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。
- ⑤処理期間の短縮
→協議を調えることにより、事業計画の認可に係る処理期間が短縮。

参考：アイランドシティ地区周辺の路線バス



福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に關係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に誂って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穩に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に關係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。